○三豊市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減措置事業実施要綱

平成18年1月1日
告示第62号
改正　平成18年11月11日告示第264号
平成23年7月25日告示第299号
平成25年6月1日告示第200号
平成28年6月22日告示第198号

(目的)

第1条　この告示は、低所得者で生計が困難であるもの及び生活保護受給者(以下「生計困難者等」という。)について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、その社会的な役割に鑑み、利用者負担額を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とする。

(事業)

第2条　本事業は、社会福祉法人等が生計困難者等に対して利用者負担額を軽減した場合、軽減した総額(三豊市の被保険者に係るものに限る。)のうち、当該法人の本来受領すべき利用者負担収入(軽減対象となるものに限る。)に対する一定割合(おおむね1パーセント)を超えた部分に対し、その2分の1を基本として予算の範囲内で当該法人に助成するものとする。

2　指定地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)に係る利用者負担を軽減する社会福祉法人については、軽減総額のうち、当該施設の運営に関し本来受領すべき利用者負担収入に対する割合が10パーセントを超える部分について、全額を助成措置の対象とするものとする。

(軽減対象者)

第3条　軽減の対象者は、市民税世帯非課税であって、次に掲げる要件の全てを満たす者のうち、その者の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難な者として市が認めたもの及び生活保護受給者とする。

(1)　年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。

(2)　預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。

(3)　日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。

(4)　負担能力のある親族等に扶養されていないこと。

(5)　介護保険料を滞納していないこと。

(軽減の対象となるサービス及び利用者負担)

第4条　軽減の対象となる費用は、介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・臨時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス、介護福祉施設サービス、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護並びに第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業及び第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業(自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。)に係る利用者負担額並びに食費、居住費(滞在費)及び宿泊費に係る利用者負担

額とし、軽減の程度は、利用者負担の4分の1(老齢福祉年金受給者は2分の1)を原則とし、免除は行わない。

2　旧措置入所者で利用者負担割合が5パーセント以下のものについては、軽減の対象としないが、ユニット型個室の居住費に係る利用者負担額については軽減の対象とする。

3　生活保護受給者については、個室の居住費に係る利用者負担額について軽減の対象とする。

(認定等)

第5条　本事業の適用を受けようとする者は、社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書(様式第1号)に社会福祉法人等利用者負担軽減対象要件申告書(様式第2号)を添えて市長に申請しなければならない。

2　市長は、前項の申請があったときは、その認否及び軽減の割合を決定し、社会福祉法人等利用者負担軽減決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

3　前項の通知と同時に、社会福祉法人等利用者負担軽減確認証(様式第4号)又は社会福祉法人等利用者負担軽減確認証(生活保護受給者・支援給付受給者用)(様式第5号)を交付するものとする。

(その他)

第6条　この告示に定めのないものは、低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の減免制度の実施について(平成28年3月30日付老発0330第7号厚生労働省老健局長通知)別添2社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱によるものとする。

第7条　この告示に定めるもののほか、本事業の運用について必要な事項は、市長が定める。

附　則

(施行期日)

1　この告示は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2　この告示の施行の日の前日までに、合併前の社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減措置事業実施要綱(平成17年詫間町要綱第96号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。)

附　則(平成18年告示第264号)

(施行期日)

1　この告示は、平成18年11月1日から施行し、改正後の三豊市社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減措置事業実施要綱の規定は、平成18年4月1日から適用する。

(平成17年度税制改正に伴う経過措置)

2　介護保険法施行令等の一部を改正する政令(平成18年政令第154号)附則第23条第3項に規定する特定被保険者(同条第1項及び第2項に該当する者を除く。)において、第4条に規定する利用者負担については、平成18年7月1日から平成20年6月30日までの間に限り、同条中「食費、居住費(滞在費)及び宿泊費に係る利用者負担額」とあるのは、「食費、居住費(滞在費)及び宿泊費に係る利用者費額(当該額が補足給付の対象費用であって、補足給付における基準費用額を上回る場合は、基準費用額)」と、第3条第1項中「150万」とあるのは、「190万」と、第4条中「4分の1(老齢福祉年金受給者は2分の1)」とあるのは、「8分の1」と読み替えるものとする。

附　則(平成23年告示第299号)

この告示は、平成23年7月25日から施行し、改正後の三豊市社会福祉法人等による生活困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減措置事業実施要綱の規定は、平成23年4月1日から適用する。

附　則(平成25年告示第200号)

この告示は、公表の日から施行する。

附　則(平成28年告示第198号)

この告示は、公表の日から施行し、改正後の三豊市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減措置事業実施要綱の規定は、平成28年4月1日から適用する。